

解答解説

2024最終・社福国試対策

社会調査の基礎（79）～組織と経営（129）

【社会福祉調査の基礎】

問題 79 抽出法に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 標本抽出の方法は3つの方法があるとされている。
2. 主として用いられる抽出方法は有意抽出法である。
3. 標本抽出を行った際、標本誤差が出るのは抽出に問題があるからである。
4. 単純無作為抽出法の場合、母集団と標本の間にズレが出ることが多い。
5. 層化多段抽出法は標本誤差が出ない方法である。

問題 79 解説・引用

【正答】4

1. 誤り。標本抽出の方法は、無作為抽出と有意抽出の2種類がある。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P55～59参照）
2. 誤り。無作為抽出がもっとも用いられる抽出法である。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P55～59参照）
3. 誤り。どのような方法を用いていても、標本誤差が出ることは免れ得ない。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P55～59参照）
4. 正しい。単純無作為抽出の場合、母集団の持つ属性的特性が標本に反映できないので、もっとも誤差が生じやすい。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P55～59参照）
5. 誤り。全数調査以外は標本誤差は生じる。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P55～59参照）

問題 80 統計調査に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 名義尺度と順序尺度は量的変数に分類される。
2. パーセント（%）は絶対度数と見ることができる。
3. 最大値と最小値から外れ値を外すことはできない。
4. 平均値から外れ値を外すことはできない。
5. 平均値と中央値は重なることが多い。

問題 80 解説・引用

【正答】3

1. 誤り。名義尺度と順序尺度は質的変数に分類される。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P63参照）
2. 誤り。パーセント（%）は相対度数と見ることができる。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P65参照）
3. 正しい。記述の通り。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P63～67参照）
4. 誤り。平均値に極度に影響を与える外れ値は外すことができる。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P63～67参照）
5. 誤り。平均値と中央値は異なることが多い。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P63～67参照）

問題 81 社会調査の倫理に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 自分が調査対象者であることを、調査者以外に知られないこと。
2. 調査の確度を高める為に、調査対象者に調査を受けるように説得すること。
3. 調査結果を報告する時に、対象者が特定されないように一部の情報を開示しないこと。
4. データの中立性確保のため、調査データの利用方法を、調査対象者に提示しないこと。
5. 調査データの二次利用のために、生データをオープンデータとして公表すること。

問題 81 解説・引用

【正答】1:3

1. 正しい。誰が対象者であるかは、調査者の同僚であっても知られない方が望ましい。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P20～26参照）
2. 誤り。調査対象者には調査に協力することを断る権利がある。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P20～26参照）
3. 正しい。個別の事例の場合、調査対象が特定されないように、一部の情報を公開しなかつたり、明記した上でプロフィールに当たる部分を一部変えることもある。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P20～26参照）
4. 誤り。調査データをどのように使うのかを、調査対象者に明示し、目的外に使わないことを誓約する必要がある。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P20～26参照）
5. 誤り。2次データを公開する場合、対象者が特定されない形で提供される必要がある。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P20～26参照）

問題 82 社会福祉施設に、ボランティアとして入りながら、施設と地域社会の交流のあり方を調査した場合、このような調査における観察方法に該当するものを2つ選びなさい。
なお、社会福祉施設には調査を行う目的でボランティアを行うことの了承は受けているものとする。

1. 自然観察法
2. 実験的観察法
3. 非参与観察法
4. 参与観察法
5. アクションリサーチ

問題 82 解説・引用

【正答】 1:4

1. 正しい。自然観察法はさらに、偶発的観察法と組織的観察法に分類される。偶発的観察法は、偶然の機会において生じたさまざまな行動を観察する方法である。ボランティアとして活動に参加する設問の場合は、自然観察法のうちの偶発的観察法に該当すると考えられる。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P92参照）
2. 誤り。実験観察法は、特定の事象に絞っての観察を行う。設問の場合、特定の事象に絞っての観察ではない。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P93参照）
3. 誤り。非参与観察法は、観察対象の活動に参加せず客観的・自然的な観察を行う方法のことである。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P93参照）
4. 正しい。参与観察法では、観察者は観察対象と一緒に行動しながら、データを収集する。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P93参照）
5. 誤り。設問の場合、特定の目標達成を意図した調査ではないため、アクションリサーチには該当しない。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P101, 209参照）

問題 83 調査票の質問文の作り方に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 思考の連続性を確保するために、同じ傾向の内容の文を連續した方が良い。
2. 個人的な事柄と捉えている思考と一般的な事柄と捉えている思考は分けない方が良い。
3. 1つの文に2つ以上の論点は入れない方が良い。
4. 誤解に基づいた回答を避けるために、日常的な言葉を使った方が良い。
5. 意味を厳密に扱えるように、専門用語を多く使った方が良い。

問題 83 解説・引用

【正答】 3

1. 誤り。キャリーオーバー効果を生むので避けるべきである。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P53参照）
2. 誤り。インパーソナルな質問とパーソナルな質問は分けた方が良い。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P53参照）
3. 正しい。ダブルバーレルの質問は避けるべきである。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P52参照）
4. 誤り。ワーディングには、すべての回答者に質問・選択肢の意味が等しく適切に伝わるように十分に配慮する必要がある。特定のイメージが強く付いたステレオタイプの言葉は避けた方が良い。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P51参照）
5. 誤り。専門用語が多いと、調査対象者は回答しにくいので避けた方が良い。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P51参照）

問題 84 インターネットを利用した調査に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 母集団に対する調査対象の代表性は考慮しなくても良い。
2. オープン型とクローズド型に分けられる。
3. 郵送調査よりも回収率が高い。
4. 調査会社の登録者に対して行う調査はオープン型である。
5. インターネット広告などで募集した人に行う調査はクローズド型である。

問題 84 解説・引用

【正答】2

1. 誤り。本来考慮するべきであるが、方法論的問題もあって、代表性を確保できない。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P202～203参照）
2. 正しい。選択肢の記述の通り。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P202～203参照）
3. 誤り。元々のアクセス者数が分かりにくいので、回収率というものが測定しにくい。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P202～203参照）
4. 誤り。調査会社の登録者に行う調査はクローズド型である。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P202～203参照）
5. 誤り。インターネット広告などで募集した人に対して行う調査はオープン型である。（『社会福祉士シリーズ5社会調査の基礎 第3版』弘文堂（2018年）P202～203参照）

【高齢者福祉】

問題 85 「令和4年版高齢社会白書」（内閣府）にみる高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査について、次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 生きがいを感じる程度について、65歳以上の人の約7割は生きがいを感じている。
2. 親しくしている友人・仲間をどの程度持っているかについて、65歳以上の人の約8割が親しい友人・仲間を持っている。
3. ふだんの外出について、65歳以上の人の約6割の人が外出している。
4. 情報機器の利用内容について、「SNS (Facebook, Twitter, LINE, Instagramなど) を利用する」が最も高い割合となっている。
5. 社会活動への参加について、活動内容では「趣味（俳句、詩吟、陶芸等）」が最も高い割合となっている。

問題 85 解説・引用

【正答】1:2

1. 正しい。生きがいを「十分感じている」が22.9%，「多少感じている」が49.4%となっており、合計72.3%の人が生きがいを感じている。（「令和4年版高齢社会白書」内閣府HP：<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/gaiyou/pdf/1s3s.pdf>参照）
2. 正しい。「普通に持っていると感じる」が39.1%と最も高く、次いで、「少し持っていると感じる」が35.1%，「たくさん持っていると感じる」が5.3%となっており、合計79.6%の人が親しい友人・仲間を持っている。（「令和4年版高齢社会白書」内閣府HP：<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/gaiyou/pdf/1s3s.pdf>参照）
3. 誤り。「よく外出する」が55.6%，「たまに外出する」が29.9%となっており、合計85.5%の人が外出している。（「令和4年版高齢社会白書」内閣府HP：<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/gaiyou/pdf/1s3s.pdf>参照）
4. 誤り。「インターネットで情報を集めたり、ショッピングをする」の割合が23.7%と最も高い。「SNS (Facebook, Twitter, LINE, Instagramなど) を利用する」が13.1%，「パソコンの電子メールで家族・友人などと連絡をとる」が12.2%，「情報機器を使わない」が17.0%となっている（「令和4年版高齢社会白書」内閣府HP：<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/gaiyou/pdf/1s3s.pdf>参照）
5. 誤り。「健康・スポーツ（体操、歩こう会、ゲートボール等）」の割合が27.7%と最も高い。「趣味（俳句、詩吟、陶芸等）」が14.8%，「地域行事（祭りなどの地域の催しものの世話等）」が13.2%，「生活環境改善（環境美化、緑化推進、まちづくり等）」が10.1%等となっている。（「令和4年版高齢社会白書」内閣府HP：<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/gaiyou/pdf/1s3s.pdf>参照）

問題 86 高齢者保健福祉施策の変遷に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

1. 老人家庭奉仕員派遣制度は1990（平成2）年の老人福祉法改正時に、デイサービスやショートステイとともに法定化された。
2. 老人福祉法による70歳以上の者に対する老人医療費の支給制度は、1990（平成2）年の老人福祉法の改正時に創設された。
3. 1990（平成2）年の老人福祉法の改正により、特別養護老人ホーム等の入所決定権が都道府県から市町村に移譲された。
4. 老人保健福祉計画の策定は、高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）の中で、各地方自治体に義務付けられた。
5. 老人福祉法（1963（昭和38）年）により、軽費老人ホームが規定された。

問題 86 解説・引用

【正答】3:5

1. 適切でない。老人家庭奉仕員派遣制度は、1963（昭和38）年の老人福祉法施行時に特別養護老人ホーム等とともに制度化されている。（『新・社会福祉士養成講座⑯高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P78参照）
2. 適切でない。老人医療費支給制度は、1972（昭和47）年の「老人福祉法」改正により、1973（昭和48）年創設された。（『新・社会福祉士養成講座⑯高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P78～79参照）
3. 適切。1990（平成2）年の老人福祉法の改正により、施設、在宅サービスともに利用の決定を市町村が一元的に行うことになった。（『新・社会福祉士養成講座⑯高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P81参照）
4. 適切でない。1990（平成2）年の老人保健法と老人福祉法の改正によって各地方自治体に策定が義務付けられた。（『新・社会福祉士養成講座⑯高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P81参照）
5. 適切。軽費老人ホームは、老人福祉施設として規定されている。（老人福祉法第5条の3参照）

問題 87 認知症総合支援事業について次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 認知症初期集中支援チームは、早期入院治療の初期対応体制をとる。
2. 認知症初期集中支援チームでは、介護サービスが中断している者は対象としない。
3. 認知症初期集中支援チームの初回訪問は、介護系職員が2名以上で行う。
4. チームオレンジコーディネーターは、市町村、地域包括支援センター等に配置される。
5. 認知症地域支援推進員は、認知症サポートの講習を受けた者で、地域で認知症の方やその家族の支援ができる範囲で手助けをする役割を担う。

問題 87 解説・引用

【正答】4

1. 誤り。自立生活のサポートを行うチームという位置づけで、早期診断、早期対応に向けた個別の訪問支援を行う。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P426～427参照）
2. 誤り。40歳以上の在宅生活者で、かつ認知症が疑われる人または認知症の人で、医療や介護サービスを受けていない人または中断している人とこれらのサービスを受けているがBPSDが顕著なため対応に苦慮している人の訪問支援をする。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2020年）P427参照）
3. 誤り。初回訪問には、原則として医療系職員と介護系職員がそれぞれ1名以上の計2名以上で訪問する。（厚生労働省通知「地域支援事業の実施について（地域支援事業実施要綱）」<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/0000919497.pdf>参照）
4. 正しい。チームオレンジコーディネーターは、地域包括支援センター、市町村本庁、認知症疾患医療センター等に1名以上配置するとし、チームオレンジの整備、運営支援を行う。（介護保険法第115条の45第2項第6号参照）
5. 誤り。保健師や看護師、社会福祉士等が、推進員として地域包括支援センター、市町村認知症疾患医療センター等に配置され、認知症ケアの向上を図る。（介護保険法第115条の45第2項第6号参照）

問題 88 要介護認定の仕組みとプロセスについて、次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 第2号被保険者の場合、要介護状態や要支援状態の発生原因が10種類のいずれかの特定疾病であることが要件のひとつとなっている。
2. 要介護（要支援）認定の申請は、保険者である都道府県に行う。
3. 認定調査は、80項目について行われる。
4. 保険者は、認定結果通知を申請日から15日以内に行なわなければならない。
5. 要介護（要支援）認定の結果や、保険料の決定などの処分に対する不服申し立ては、介護保険審査会に対して審査請求を行うことができる。

問題 88 解説・引用

【正答】5

1. 誤り。特定疾病に指定されているのは16種類である。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P155参照）
2. 誤り。要介護（要支援）認定の申請は、保険者である市町村に行う。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P156参照）
3. 誤り。認定調査項目は74項目である。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P156参照）
4. 誤り。保険者である市町村は、申請日から30日以内に認定結果通知をしなければいけない。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P159参照）
5. 正しい。要介護（要支援）認定の結果や、保険料の決定などの処分に不服がある場合は、都道府県に設置されている介護保険審査会に対して審査請求をすることができる。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P159参照）

問題 89 介護保険制度における国民健康保険団体連合会の役割に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 地域支援事業に必要な費用を充てるため、地域支援事業交付金を支払う。
2. 被保険者の資格管理に関する事務を行う。
3. 保険料の徴収に関する事務を行う。
4. 介護サービス情報の公表に関する事務を行う。
5. 第三者行為求償事務を行う。

問題 89 解説・引用

【正答】5

1. 誤り。国民健康保険団体連合会は、区市町村（保険者）から委託を受けて、介護給付費等の請求に関する審査および支払いを行う。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P223参照）
2. 誤り。被保険者の資格管理に関する事務を行うのは、市町村の役割である。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P217参照）
3. 誤り。保険料の徴収に関する事務を行うのは、市町村の役割である。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P217参照）
4. 誤り。介護サービス情報の公表に関する事務を行うのは、都道府県の役割である。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P216参照）
5. 正しい。第三者行為についての損害賠償請求権に関する事務、つまり第三者行為求償事務を区市町村（保険者）から国民健康保険団体連合会に委託することができる。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P223参照）

問題 90 介護支援専門員の役割に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

1. 介護保険サービス以外のサービス等を含む居宅サービス計画を作成することはできない。
2. 少なくとも1か月に1回、利用者の居宅訪問・面接（モニタリング）を行わなければならない。
3. 要介護認定後、介護支援専門員が、要介護者に対して訪問介護計画を作成する。
4. 介護支援専門員証には3年の有効期間が設けられ、有効期間の更新のために研修を受講しなければならない。
5. 少なくとも月に1回、サービス担当者会議を開催しなければならない。

問題 90 解説・引用

【正答】2

1. 適切でない。介護給付等対象サービス以外の地域の多様なサービスも盛り込んだ総合的な居宅サービス計画となるように努めることとされている。（『新・社会福祉士養成講座⑬高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P188参照）
2. 適切。居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）は、少なくとも1か月に1回は居宅を訪問し、利用者に面接を行う。必要に応じて居宅サービス計画の変更やサービス提供事業者との連絡調整を行う。（『新・社会福祉士養成講座⑬高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P189参照）
3. 適切でない。訪問介護計画は、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が作成する。介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成する。（『新・社会福祉士養成講座⑬高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P188参照）
4. 適切でない。有効期間は5年である。介護支援専門員の資質と専門性の向上のため、2005（平成17）年の介護保険法改正で定められた。（『新・社会福祉士養成講座⑬高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P187参照）
5. 適切でない。必要に応じて隨時開催するが、頻度についての規定はない。（『新・社会福祉士養成講座⑬高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P189参照）

【児童・家庭福祉】

問題 91 濃尾大地震の折、20数名の孤児を引き取り、自宅を開放して「孤女学院」を開設し、そのうち2名が知的障害児であったことがきっかけとなり、知的障害児施設「滝乃川学園」を設立した。これに関係する人物として、正しいものを1つ選びなさい。

1. 石井十次
2. 留岡幸助
3. 森島峰
4. 石井亮一
5. 赤沢鍾美

問題 91 解説・引用

【正答】4

1. 誤り。石井十次は明治期に開設された代表的な孤児および棄児のための施設として岡山孤児院を創設した。岡山孤児院では、小舎制の採用、里親委託の導入など、今日の社会的養護が目指す方向性に通じる先駆的な実践を行っていた点が特徴である。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P20参照）
2. 誤り。留岡幸助は東京巣鴨に家庭舎方式の私立感化院「巣鴨家庭学校」を設立した。これは現在の児童自立支援施設の原型となっている。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P20参照）
3. 誤り。森島峰は野口幽香とともに、1900年に日本の保育事業の先駆けとして「二葉幼稚園」を東京スラム街に開設した。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P20参照）
4. 正しい。石井亮一は濃尾大地震の折、孤児（女子）を引き取り、自宅を開放して「孤女学院」を開設したが、そのうち2名が知的障害児であったことがきっかけとなり、知的障害児施設「滝乃川学園」を設立した。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P20参照）
5. 誤り。赤沢鍾美は、保育事業として1890年、新潟市に「私立静修学校」を開設した。これが、日本初の託児所としていわれている。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P20参照）

問題 92 児童福祉における行政機関と関連機関の役割について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 国における要保護児童対策地域協議会の設置は努力義務である。
2. 都道府県における児童自立支援施設は任意設置である。
3. 市町村における福祉事務所の設置は必置である。
4. 市町村における母子健康包括支援センターの設置は義務である。
5. 都道府県における児童相談所の設置は義務である。

問題 92 解説・引用

【正答】 5

1. 誤り。児童福祉法25条の2は「地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」と規定する。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P256～257及び児童福祉法25条の2参照）
2. 誤り。児童自立支援施設とは、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設であり、都道府県に設置が義務付けられている。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P237～238及び児童福祉法44条参照）
3. 誤り。福祉事務所は「福祉に関する事務所」として、都道府県、市および特別区に設置が義務付けられている。福祉六法を担当する総合的な社会福祉行政機関としての役割を果たしている。町村は任意設置となっている。また、福祉事務所における児童家庭福祉に関する相談機能を充実するため、家庭児童相談室を設置することができるとされている。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P91参照）
4. 誤り。母子健康包括支援センターは、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うことを目的とされている事業である。母子保健法22条1項は「市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを設置するよう努めなければならない」と規定する。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P137, 139参照）
5. 正しい。児童相談所は各都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P86参照）

問題 93 子ども家庭福祉にかかわる専門職について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 児童福祉司として5年以上勤務した者または、資格取得後、5年以上所員として勤務した者が児童相談所所长としての資格を得られる。
2. 児童福祉司は、社会福祉士の資格を所持してなければならない。
3. 保育士の資格を有している者は児童指導員（任用資格）になることができる。
4. 里親支援専門相談員は、2012年4月より乳児院と児童養護施設に配置できるようになった。
5. 児童心理司は、公認心理師の資格を所持しなければならない。

問題 93 解説・引用

【正答】4

1. 誤り。児童相談所所長の資格は、児童福祉法第12条の3第2項に規定されており、児童福祉司として2年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後2年以上所員として勤務した者も含まれる。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P106参照）
2. 誤り。児童福祉司は任用資格となっており、児童福祉法第13条第3項は社会福祉士のほか、医師、精神保健福祉士等が規定されている。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P106～107参照及び児童福祉法第13条第3項）
3. 誤り。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準43条1項は児童指導員（任用資格）の資格を定めており、その中に保育士は入っていない。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P110及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準43条1項参照）
4. 正しい。2012（平成24年）4月から、里親による養育を支援する里親支援専門相談員が児童養護施設と乳児院に配置できるようになった。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P112参照）
5. 誤り。児童心理司の任用資格は医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者など児童福祉法12条の3第6項に複数規定されている。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P107参照及び児童福祉法12条の3第6項）

問題 94 社会的養護に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 児童相談所長は、保護者の同意なしに児童を一時保護できない。
2. 児童相談所は、児童の安全を最優先とするため早急に入所措置または里親に委託する措置をとる必要がある。
3. 親権者等の同意なく1か月以上にわたり子どもの一時保護を行う場合、家庭裁判所の承認を得なければならない。
4. 施設養護を提供する施設は、社会性を身につけるために可能な限り集団や大人数に近い環境にあるべきとされている。
5. 児童相談所長は、児童養護施設等に一時保護を委託できる。

問題 94 解説・引用

【正答】 5

1. 誤り。一時保護は、原則、親権者の合意のもとで行われるのが望ましいが、子どもの心身に直ちに重大な危害が加わるおそれがあると判断される場合には、親権者の意に反して一時保護を行うことができる（職権一時保護）。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P253参照）
2. 誤り。児童相談所は安易に親子分離を図るのではなく、地域にあるさまざまな社会資源を活用したり、保育所や児童館など在宅で利用できるサービスを斡旋したり、あくまでも親子がともに生活しながら状況を改善できるよう導くことが原則である。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P213参照）
3. 誤り。一時保護の期間は原則2か月を超えてはいけない。ただし、親権者等の同意なく2か月以上にわたり子どもの一時保護を行う場合には、一時保護を引き続き行った後2か月を経過するごとに、都道府県知事は家庭裁判所の承認を得なければならないなど、家庭裁判所による司法関与の強化が規定された。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P253参照及び児童福祉法33条3項～5項）
4. 誤り。児童福祉法第3条の2では、社会的養護のあり方である国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として「家庭」「家庭と同様の養育環境」「良好な家庭的環境」における養育の推進が明記されている。このため、都道府県社会的養育推進計画を策定することが求められた。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P218～219参照）
5. 正しい。一時保護は、児童相談所付設の一時保護所を利用する場合と、児童福祉施設や医療機関、里親家庭といった他の適当な機関や個人に委託する場合とがある（委託一時保護）。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P253参照）

問題 95 保育に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 保育の実施義務は都道府県にある。
2. 認定こども園は、幼保連携型、幼稚園型、保育所型の3類型である。
3. 保育の必要性の認定は、都道府県が行う。
4. 教育・保育の認定区分は1号認定、2号認定、3号認定の3区分である。
5. 幼保連携型認定こども園は、「児童福祉施設」（児童福祉法7条）には当たらない。

問題 95 解説・引用

【正答】4

1. 誤り。保育の実施義務は市町村にある（児童福祉法24条）。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P167参照）
2. 誤り。認定こども園は、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地域裁量型の4類型である。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P173参照）
3. 誤り。保育の必要性の認定は、市町村が行う。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P169参照）
4. 正しい。教育・保育の認定区分は1号認定から3号認定の3区分である。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P169参照）
5. 誤り。児童福祉法7条は「この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする」と規定するため、幼保連携型認定こども園は「児童福祉施設」（児童福祉法7条）に当たる。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P96及び児童福祉法7条参照）

問題 96 事例を読んで、Bさんが利用する機関として検討する上で、適切なものを2つ選びなさい。

【事例】

Bさん（10歳、男性）が通う小学校のスクールソーシャルワーカーから児童相談所に相談があった。Bさんから衣服の汚れが目立ち、給食では一心不乱に食べる様子がうかがえた。同時に大腿骨付近にもアザがみら
れ、担任からの声掛けに対して身体を硬直させる仕草が見られた。Bさんの父親は幼少期のころに離婚して
おり、現在母親とBさんの二人暮らしである。母親は既往歴にアルコール依存症の課題があり、現在も精神
科に通院している。父親は最近のBさんを見て、日常の衣食住を安定させるためには施設の利用を検討する
方がよいのではと悩んでいいいる。Bさんも精神的に不安定な状態で生活しているとのことである。

1. 自立援助ホーム
2. 児童養護施設
3. 児童心理治療施設
4. 母子生活支援施設
5. 児童自立支援施設

問題 96 解説・引用

【正答】2:3

1. 適切でない。児童自立生活援助事業であり、児童養護施設や児童自立支援施設等の退所児童の社会的自立を促進することを目的としている。Bさんは現在自宅であること、年齢もまだ10歳であることから、社会的自立を目指す自立援助ホームは適切ではない。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P225参照）
2. 適切。児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である。Bさんが身体的虐待・心理的虐待・ネグレクトを受けた可能性もあり、保護者による養育が困難である環境であるといえることから、児童養護施設の利用を検討することは適切である。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P216参照）
3. 適切。児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療および生活指導を主として行う。担任からの声掛けに対して身体を硬直させることもあり、Bさんが精神的に不安定な状況になっていると考えられる。そのため、社会的適応が困難な状況かつ治療を要する状況であることも考えられるため、利用する機関としては適切である。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P221及び児童福祉法43条の2参照）
4. 適切でない。母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」である。本件は母子での施設への入所にあたる事例ではないことから、母子生活支援施設は適切ではない。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P204及び児童福祉法38条参照）
5. 適切でない。児童自立支援施設は、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」であり、Bさんは不良行為などの課題や生活指導を要する状況にはないことから、適切ではない。（『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P219及び児童福祉法44条参照）

【貧困に対する支援】

問題 97 生活保護法が規定する基本原理・原則等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 生活困窮に陥った原因が個人にある場合は、保護を受けることができない。
2. 保護請求権は一身専属権であるため、本人以外の申請は認められていない。
3. 保護は、内閣総理大臣の定める基準により測定した要保護者の需要に基づいている。
4. 生活保護法の目的は、最低限度の生活の保障と自立の助長である。
5. 世帯単位の原則では、個人を単位として保護の要否及び程度を定める場合がある。

問題 97 解説・引用

【正答】4:5

1. 誤り。生活保護法第2条において、「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。」と規定している。（『新・社会福祉士養成講座⑯低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P66参照）
2. 誤り。生活保護法第7条において、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」と規定している。一身専属権とは、その人個人しかもつことのできない権利や保護を行うことができる。（『新・社会福祉士養成講座⑯低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P70, 71参照）
3. 誤り。生活保護法第8条において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。（『新・社会福祉士養成講座⑯低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P71参照）
4. 正しい。生活保護法第1条において、「この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と規定している。（『新・社会福祉士養成講座⑯低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P66参照）
5. 正しい。生活保護法第10条において、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と規定している。（『新・社会福祉士養成講座⑯低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P73参照）

問題 98 公的扶助制度の歴史に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 恤救規則（1874年）は、原則として国家による扶助を中心とした。
2. 救護法（1929年）は、救護の種類として、「生活扶助」「医療」「助産」「葬祭扶助」の4種類とした。
3. 旧生活保護法（1946年）は、保護機関を都道府県知事とした。
4. 旧生活保護法（1946年）で、保護請求権が明記された。
5. 新生活保護法（1950年）は、全ての国民を対象とした一般扶助主義を確立した。

問題 98 解説・引用

【正答】5

1. 誤り。恤救規則（1874年）では、相互扶助の重要性を掲げ、原則として家族や近隣による助け合いによって生活を維持させ、無告の窮民に対してのみ国家が救済を行うことを規定した。（『新・社会福祉士養成講座⑯低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P44参照）
2. 誤り。救護法（1929年）では、救護の種類として、「生活扶助」「医療」「助産」「生業扶助」の4種類とした。葬祭扶助が含まれたのは旧生活保護法である。また、旧生活保護法下では、「生活扶助」「医療」「助産」「生業扶助」「葬祭扶助」の5種類とされた。（『新・社会福祉士養成講座⑯低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P46参照）
3. 誤り。旧生活保護法（1946年）では、保護機関を市町村長とした。（『新・社会福祉士養成講座⑯低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P47参照）
4. 誤り。新生活保護法（1950年）では、保護請求権が明記された。また、不服申立権も明記された。これらの明記により、生存権が具現化されたとされている。（『新・社会福祉士養成講座⑯低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P48参照）
5. 正しい。新生活保護法（1950年）では、制限扶助主義が撤廃され、全ての国民を対象とした一般扶助主義が確立された。（『新・社会福祉士養成講座⑯低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P48参照）

問題 99 生活保護制度における国と自治体の費用負担区分に関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 市または福祉事務所を設置している町村内居住者の保護費については、市及び福祉事務所を設置する町村が4分の3を負担する。
2. 指定都市・中核市内居住者の保護費については、指定都市・中核市が4分の3を負担する。
3. 居住地の明らかでない者の保護費については、国が全額負担する。
4. 社会福祉法人立または日本赤十字社立の保護施設整備費については、国が4分の3を負担する。
5. 都道府県支弁費用の被保護者就労支援事業については、国が4分の3を負担する。

問題 99 解説・引用

【正答】 5

1. 誤り。市及び福祉事務所を設置する町村が4分の3を負担するのではなく、国が4分の3を負担する。市は、福祉事務所が必置であるが、町村は福祉事務所の設置が任意となっている。（『新・社会福祉士養成講座⑯低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P100参照）
2. 誤り。指定都市・中核市が4分の3を負担するのではなく、国が4分の3を負担する。（『新・社会福祉士養成講座⑯低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P100参照）
3. 誤り。居住地の明らかでない者の保護費については、国が4分の3と都道府県または指定都市・中核市が4分の1を負担する。（『新・社会福祉士養成講座⑯低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P100参照）
4. 誤り。保護施設整備費については、国が2分の1を負担する。（『新・社会福祉士養成講座⑯低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P100参照）
5. 正しい。都道府県支弁費用の被保護者就労支援事業については、国が4分の3を負担する。（『新・社会福祉士養成講座⑯低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P100参照）

問題 100 生活保護制度に関する専門職に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 令和4（2022）年4月1日から施行された「民法の一部を改正する法律」により、社会福祉主事は18歳から取得できるようになった。
2. 指導監督を行う所員、現業を行う所員は、社会福祉士でなければならない。
3. 福祉事務所を設置していない町村は、要保護者の状況や実態の把握を要するため社会福祉主事を置かなければならない。
4. 市が設置している福祉事務所の社会福祉主事は、生活保護法の施行について、市長の事務の執行を補助する。
5. 現業員は、福祉事務所長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督を行うこととされている。

問題 100 解説・引用

【正答】1:4

1. 正しい。成年年齢を20歳から18歳に引き下げる内容とする「民法の一部を改正する法律」が、令和4（2022）年4月1日から施行された（平成30（2018）年6月13日成立）。成年年齢の引き下げに伴う年齢要件の変更により、社会福祉主事は18歳から取得できるようになった（社会福祉法第19条）。
2. 誤り。指導監督を行う所員、現業を行う所員は、社会福祉主事でなければならない（社会福祉法第15条）。
3. 誤り。福祉事務所を設置していない町村では、社会福祉主事の配置は任意である。（社会福祉法第18条）。
4. 正しい。社会福祉法に定める社会福祉主事は、この法律の施行について、都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助するものとする（生活保護法第21条）。
5. 誤り。現業員ではなく、査察指導員の役割である（社会福祉法第15条）。査察指導員は、生活保護の運営・実施にあたって、「教育的機能」「管理的機能」「支持（援助）的機能」の3つの機能を果たすことが求められている。（『新・社会福祉士養成講座⑩低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P221参照）

問題 101 生活困窮者自立支援法に基づく事業に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 自立相談支援事業は、福祉事務所設置自治体が実施主体となる必須事業である。
2. 住居確保給付金は福祉事務所設置自治体が実施主体となる必須事業である。
3. 就労準備支援事業は福祉事務所設置自治体が実施主体となる必須事業である。
4. 認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）は福祉事務所設置自治体が実施主体となる必須事業である。
5. その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業は、福祉事務所設置自治体が実施主体とある必須事業である。

問題 101 解説・引用

【正答】1:2

1. 正しい。生活困窮者自立支援法第3条第2項では、3つの事業を行うと規定されている。（『最新・社会福祉士養成講座④貧困に対する支援 初版』中央法規出版（2022年）P132参照）
2. 正しい。生活困窮者自立支援法第3条第3項で規定されている。支給期間は3か月であるが、一定の要件を満たす場合には、申請により、3か月ごとに9カ月までの範囲で支給期間を延長することができる。（『最新・社会福祉士養成講座④貧困に対する支援 初版』中央法規出版（2022年）P134, 135参照）
3. 誤り。任意事業。生活困窮者自立支援法第3条第4項に規定されている。雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（中略）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識および能力向上のために必要な訓練を行う事業。就労事業の実施期間は1年以内とされている。（『最新・社会福祉士養成講座④貧困に対する支援 初版』中央法規出版（2022年）P135参照）
4. 誤り。事業者の申請に基づき一定の基準に該当する事業であることが都道府県知事に認定された事業。生活困窮者自立支援法第16条に規定されており、生活困窮者に対して就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識および能力向上のために必要な訓練等を行う事業である。（『最新・社会福祉士養成講座④貧困に対する支援 初版』中央法規出版（2022年）P135参照）
5. 誤り。任意事業。生活困窮者の自立促進を図るために必要な事業は、生活困窮者の自立促進のための地域の実情に応じた柔軟かつ多様な取組を行うものである。（『最新・社会福祉士養成講座④貧困に対する支援 初版』中央法規出版（2022年）P136, 137参照）

問題 102 事例を読んで、この時点におけるS市福祉事務所のJ生活保護現業員（社会福祉士）の対応に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

[事例]

S市でアパートを借り生活をしていたBさん（36歳、男性）は、単身で生活をしており、家族や友人との繋がりがない。3年前に仕事を退職し、それ以降は無職で貯金を切り崩し生活していたが、貯金が底をつき食事ができない日々が続いていた。ある日、道ばたで倒れ救急車でS市の病院に搬送されたところ、医療費を払うことができない状態であった。K医療ソーシャルワーカーの助言で、S市福祉事務所に生活保護の申請をすることとした。

1. 必要な書類が揃っていないため、申請はできないと伝えた。
2. 申請はK医療ソーシャルワーカーでも可能であると伝えた。
3. 申請日より原則14日以内に文書にて通知する旨を説明した。
4. 申請については、医師の診断書が必要であると説明した。
5. 退院後の生活を把握するため、本人の同意を得て病院のカンファレンスに同席した。

問題 102 解説・引用

【正答】3

1. 誤り。相談・申請をするにあたっては、必要な書類は特別ないが、生活保護制度の仕組みや各種社会保障施策等の活用について十分な説明を行うためにも、生活保護担当窓口での事前の相談が大切である。（厚生労働省 生活保護制度：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/index.html参照）
2. 誤り。保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる（生活保護法第7条）。
3. 正しい。調査結果に基づいて、原則として世帯を単位に保護の要否を決定し、それを申請者に文書で通知する。この通知は、申請があった日から14日以内にしなければならないとなっているが、特別な理由がある場合は延長し30日以内に行うこととなっている。（『新・社会福祉士養成講座⑩低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P226参照）
4. 誤り。申請に関しては医師の診断書を要さず、この時点で必要な対応とはいえない。（『新・社会福祉士養成講座⑩低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P226, 227参照）
5. 誤り。生活保護における相談援助活動のアセスメントに進むうえで、退院後の生活を聞き取るより、まず保護の対象になるかの手続きを進めることが優先される。（『新・社会福祉士養成講座⑩低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P226, 227参照）

【保健医療と福祉】

問題 103 「令和3（2021）年度国民医療費の概況」（厚生労働省）に基づく国民医療費に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 国民医療費には、市販薬の費用も含まれる。
2. 国民医療費には、身体障害のために必要とする義眼や義肢等の費用は含まれない。
3. 財源別国民医療費は、公費の割合が保険料の割合より大きい。
4. 人口一人当たり国民医療費は、65歳未満より、65歳以上のほうが少ない。
5. 医科診療医療費の疾病分類別でみると、新生物が最も多い。

問題 103 解説・引用

【正答】2

1. 誤り。国民医療費には、薬局調剤医療費は含まれるが市販薬の費用は含まれない。（厚生労働省「令和3（2021）年度国民医療費の概況」1. 国民医療費の範囲参照）
2. 正しい。傷病の治療費に限っているため、国民医療費に身体障害の義眼や義肢等の費用は含まれない。そのほかにも正常な妊娠や分娩、予防接種の費用なども含まれない。（厚生労働省「令和3（2021）年度国民医療費の概況」1. 国民医療費の範囲参照）
3. 誤り。財源別国民医療費では、保険料が2兆4,957億円（50.0%）で、公費の17兆1,025億円（38.0%）よりも大きくなっている。（厚生労働省「令和3（2021）年度国民医療費の概況」3. 財源別国民医療費参照）
4. 誤り。人口一人当たり国民医療費をみると、65歳未満は19万8,600円、65歳以上は75万4,000円となっており、65歳以上のほうが高くなっている。（厚生労働省「令和3（2021）年度国民医療費の概況」5. 年齢階級別国民医療費参照）
5. 誤り。「循環器系の疾患」6兆1,116億円（構成割合18.9%）が最も多く、2番目が「新生物＜腫瘍＞」4兆8,428億円（同14.9%）である。（厚生労働省「令和3（2021）年度国民医療費の概況」6. 傷病分類別医科診療医療費参照）

問題 104 医療の提供にかかわる施設に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 介護老人保健施設は、医療法において医療提供施設の一つと位置づけられている。
2. 病院とは、最大19人の患者を入院させるための施設を有するものとされている。
3. 特定機能病院は、都道府県知事の承認を受けることとされている。
4. 地域医療支援病院は、24時間体制で往診や訪問看護を行うとされている。
5. 在宅療養支援病院の承認要件には、救急医療を提供する能力を有することが含まれている。

問題 104 解説・引用

【正答】1

1. 正しい。医療法において、介護老人保健施設は医療提供施設の一つとして位置づけられている。（医療法第1条の2-2）
2. 誤り。医療法第1条の5において、病院は20人以上の患者を入院させるための施設を有するものと定められている。最大19人の患者を入院させるための施設は診療所である。（医療法第1条の5-1, 2）
3. 誤り。特定機能病院は、厚生労働大臣の承認を受けることとされている。（医療法第4条の2）
4. 誤り。24時間体制で往診や訪問看護を行うとされているのは、在宅療養支援病院である。（『新・社会福祉士養成講座⑦保健医療サービス 第5版』中央法規出版（2017年）P77参照）
5. 誤り。承認要件に救急医療を提供する能力を有するところが含まれるのは、地域医療支援病院である。（『新・社会福祉士養成講座⑦保健医療サービス 第5版』中央法規出版（2017年）P46, 医療法第4条の2参照）

問題 105 診療報酬制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 診療報酬点数表は、都道府県ごとに設定されている。
2. 診療報酬は、厚生労働大臣が決定する。
3. 外来診療報酬は、包括払い方式を採用している。
4. 入院患者の診療報酬は、入院日から退院日までの診療をまとめて請求する。
5. 診療報酬の改定は、介護報酬改定と同時に行われ、6年に一度とされる。

問題 105 解説・引用

【正答】2

1. 誤り。診療報酬点数表は、全国一律に設定されており、1点10円である。（『新・社会福祉士養成講座⑦保健医療サービス 第5版』中央法規出版（2017年）P173参照）
2. 正しい。健康保険法では、診療報酬の決定は厚生労働大臣の権限と規定している。ただし、それに先立って中央社会保険医療協議会（以下、中医協）に諮問すべきこととしている。また、中医協は厚生労働大臣の諮問事項に回答するだけでなく「建議」を行う権限が付与されている。（『新・社会福祉士養成講座⑦保健医療サービス 第5版』中央法規出版（2017年）P173参照）
3. 誤り。外来診療報酬は、実施された各診療行為を点数表に従い合算する出来高払い方式を中心に採用されている。入院では、包括支払いの診療報酬も存在する。（『新・社会福祉士養成講座⑦保健医療サービス 第5版』中央法規出版（2017年）P174, 175参照）
4. 誤り。保険医療機関は、患者単位で1か月分（月ごと）の医療費をレセプトに記載して翌月の10日までに審査支払機関へ請求する。（『新・社会福祉士養成講座⑦保健医療サービス 第5版』中央法規出版（2017年）P176参照）
5. 誤り。診療報酬改定は2年ごと、介護報酬改定は3年ごとである。同時改定となる場合が6年に一度となる。（『新・社会福祉士養成講座⑦保健医療サービス 第5版』中央法規出版（2017年）P174参照）

問題 106 医療・福祉の専門職の業務に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 看護師は、都道府県知事の免許を受けて傷病者や褥婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。
2. 言語聴覚士は、診療の補助を行うことはできない。
3. 介護福祉士であれば、介護施設や在宅訪問介護等において、痰の吸引や経管栄養等の医行為を実施することができる。
4. 作業療法士は、「保健師助産師看護師法」の規定にかかわらず、診療の補助として作業療法を行うことができる。
5. 保健師は、自らの判断で傷病者の療養上の指導を行うことができる。

問題 106 解説・引用

【正答】4

1. 誤り。看護師は厚生労働大臣の免許を受ける。(保健師助産師看護師法第5条)
2. 誤り。言語聴覚士は、言語聴覚士法第42条により、診療の補助を行うことができると規定されている。(『新・社会福祉士養成講座⑦保健医療サービス 第5版』中央法規出版(2017年) P137参照)
3. 誤り。2012(平成24)年4月に社会福祉士及び介護福祉士法の改正がなされ、痰の吸引や経管栄養などは医師の指示の下に行われるとして医行為ができるようになった。それ以前の介護福祉士の資格取得者がこれら医行為を実施する場合は一定の研修を受講しなければならない。(『新・社会福祉士養成講座⑦保健医療サービス 第5版』中央法規出版(2017年) P138~139参照)
4. 正しい。なお、理学療法士も同様に「保健師助産師看護師法」の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法を行うことができる。(保健師助産師看護師法第38条)。(『新・社会福祉士養成講座⑦保健医療サービス 第5版』中央法規出版(2017年) P137参照)
5. 誤り。保健師は、病者の療養上の指導を行うにあたって、主治の医師や歯科医師の指示を受けなければならぬと定められている。(保健師助産師看護師法第35条)。(『新・社会福祉士養成講座⑦保健医療サービス 第5版』中央法規出版(2017年) P137参照)

問題 107 医療計画に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 糖尿病は5疾病には含まれない。
2. 策定は、都道府県と市町村に義務づけられている。
3. 在宅医療に関する記述は求められない。
4. 二次医療圏とは、特殊な医療を提供する病院の病床の整備を目的とした、都道府県を基本の単位として設定される。
5. 一般病床、療養病床を有する病院又は診療所の管理者は、毎年病床機能を都道府県知事に報告しなければならない。

問題 107 解説・引用

【正答】 5

1. 誤り。5疾病とは、がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患のことである。（『新・社会福祉士養成講座⑦保健医療サービス 第5版』中央法規出版（2017年）P24参照）（医療法施行規則第30条28）
2. 誤り。医療計画の策定が義務付けられているのは都道府県であり、市町村には義務はない。（医療法第30条4）
3. 誤り。医療計画には在宅医療の記述も求められている。（医療法第30条7）
4. 誤り。都道府県を基本の単位として設定されるのは、三次医療圏である。二次医療圏とは、特殊な医療を除く一般の入院に係る医療を提供する病院及び診療所の整備を目的とした、地理的条件、社会的条件等を考慮して設定される区域である。（医療法施行規則第30条29）
5. 正しい。毎年、都道府県知事に病床機能を報告しなければならない。（医療法第30条13）

問題 108 事例を読んで、医療ソーシャルワーカーの他職種・他機関との連携に関する説明として、適切なものを2つ選びなさい。

【事例】

会社員のMさん（50歳、男性）は、脳梗塞を発症しB大学病院に救急搬送され手術を受けた。右半身の上下肢の麻痺が残っているが、仕事と生活のことが気がかりで、できるだけ早く退院したいと希望している。しかし、脳外科のカンファレンスでは、集中的なリハビリテーションを行うことで、さらに回復が見込まれるとの意見が出された。

1. Mさんの希望をかなえるため、Mさんの気持ちを代弁し、自宅退院に方針を進めるよう医療チームを説得した。
2. Mさんと家族、主治医、看護師、理学療法士、作業療法士が参加するカンファレンスを設定し、現在の状況とリハビリテーションの効果と回復が見込まれることを説明した。
3. 集中的なリハビリテーションを実施する場として、回復期リハビリテーション病棟（病院）を紹介した。
4. 介護保険が適応されないため、住宅改修など自宅環境を整えたい場合は自己負担となることを説明した。
5. 経済的問題の解決として、生活保護の申請を勧めた。

問題 108 解説・引用

【正答】2:3

1. 適切でない。患者の思いを代弁することは医療ソーシャルワーカーの重要な役割の一つである。しかし、この事例においては、リハビリテーションで今後の回復が期待できることから、その必要性と効果を十分に説明し理解が得られたうえで支援することが、Mさんの利益を守るために重要である。（『新・社会福祉士養成講座21 資料編』医療ソーシャルワーカー業務指針-二、業務の範囲（4）参照）
2. 適切。患者と家族に対し、医療チームがどのような理由により方針を決定したのかを理解してもらうには、各職種が集まり協議するカンファレンスの場に参加することが有効である。現在の状況と今後の見通しやリハビリテーションの効果と必要性の説明を受けるとともに、患者や家族の思いや希望を聞くことができ、さらにチームとしてMさんの治療を支援することができる。（『新・社会福祉士養成講座21 資料編』医療ソーシャルワーカー業務指針-二、業務の範囲（4），三、業務の方法等（4）参照）
3. 適切。病名の脳梗塞では、回復期リハビリテーション病棟（病院）への転棟・転院は一つの選択肢として適切である。回復期リハビリテーション病棟（病院）に対象は傷病名が限定されている。なお、令和2年度診療報酬改定により発症から転棟・転院までの期間に関する事項が削除された。（『新・社会福祉士養成講座21 資料編』医療ソーシャルワーカー業務指針-二、業務の範囲（2），令和2年度診療報酬改定（厚生労働省）参照）
4. 適切でない。介護保険制度は、第1号被保険者として65歳以上の高齢者を対象としているが、40歳から64歳までであっても、医療保険に加入していて、16の特定疾病のいずれかを患い、介護が必要な状態であれば第2号被保険者として介護認定を受けることができる。脳血管疾患（脳出血・脳梗塞など）は特定疾病であるため介護保険の適用となる。要介護認定を受け「要支援1、2」であれば介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスなどが利用できる。「要介護1～5」に認定されると施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスを利用することができる。（『新・社会福祉士養成講座⑦保健医療サービス 第5版』中央法規出版（2017）P186～P187参照）
5. 適切でない。経済的問題の解決は、医療ソーシャルワーカーが行う支援で重要なものであるが、生活保護は最後の手段であり、傷病手当金や高額療養費など、利用できる制度の利用を勧めていくことが必要である。（『新・社会福祉士養成講座21 資料編』医療ソーシャルワーカー業務指針-二、業務の範囲（1）参照）

【ソーシャルワークの基盤と専門職】

問題 109 事例を読んで、ジェネラリスト・ソーシャルワークの視点に基づく支援として、適切なものを2つ選びなさい。

【事例】

警察署よりA地域包括支援センターに、Bさん（88歳、男性）についての協力依頼があり、C相談員（社会福祉士）がBさんの自宅を訪問した。Bさんは、昨日の朝8時、散歩に行くと言って出ていったが16時間後、近くの商店街を一人で歩いているところを警察官によって保護され、自宅に送り届けられたとのことだった。Bさんは「どこを歩いてきたか覚えていない。」と話している。Bさんは、寝たきりの妻と二人暮らしで子どもはない。このままでは、再び徘徊し、事件・事故に遭遇する可能性があるが、本人は自宅での生活を望んでいる。

1. 近隣住民や商店街に協力を要請し、発見と見守りの機能を強化する。
2. 訪問を重ね、Bさんと妻に利用可能な介護保険のサービスを勧める。
3. 医学的な判断が必要な状況であると考え、Bさんのかかりつけ医に協力依頼をする。
4. A地域包括支援センターが担当している地域に、Bさんと同じようなニーズが発生していないかを調査し、確認する。
5. 困難な事例であるので、Bさんへの支援についてはA地域包括支援センターが一手に引き受ける。

問題 109 解説・引用

【正答】1:4

1. 適切。ジェネラリスト・ソーシャルワークは、総合的かつ包括的な相談援助であり、その援助体制を形成することが重要となる。ネットワークを組む援助システムには、いくつか組み合わせがあり、その類型は、①専門職だけで構成された援助システム、②地域住民やボランティアなどのインフォーマルサポートの担い手で構成された援助システム、③専門職とインフォーマルサポートの担い手の両方で構成された援助システムに整理される。Bさんへの支援についても、「個」と「地域」を一体的にとらえて働きかける点と面の融合によるアプローチを心掛ける必要があり、地域住民や商店街による発見と見守り機能の強化を目指す。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P164～165、P179参照）
2. 適切でない。ジェネラリスト・ソーシャルワークにおいては、一人のクライエントとの一対一の対応だけでなく、家族、グループ、施設、組織、地域など複数の人で構成される「マルチパーソンクライエントシステム」における相互作用を促進することが不可欠である。複数のソーシャルワーカー、他職種・他機関の専門職、準専門職、ボランティア等が連携・協働しながら援助システムとして機能する、「マルチパーソン援助システム」を活用することが重要であり、選択肢のように介護保険のサービスのみではBさんのニーズに応えることが出来ない可能性がある。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P185、186参照）
3. 適切でない。「マルチパーソン援助システム」の活用により、アプローチの対象や方法を広げる視点が必要である。Bさんについては、医師だけに協力を依頼するのではなく、コミュニティにある資源の活用という重層的なサポートシステムを形成し、その実践を展開することが重要である。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P185参照）
4. 適切。ジェネラリスト・ソーシャルワークは、「システム理論とエコシステム」の特性をもち、そのストレス（問題や障害）が決して一つの要素に起因するとは捉えない。よって、個人や家族といった小さなシステムだけではなく、それらの上位システムである地域との交互作用にも意識を向ける必要がある。今回はBさんだけの問題と捉えず、地域にも同じようなニーズを抱えている者がいないのか、という視点で活動する必要がある。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P181参照）
5. 適切でない。選択肢3の解説を参照すること。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P184、185参照）

問題 110 相談援助専門職に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

1. 福祉事務所に配置される現業員とは、現業事務の指導監督をつかさどる者のことである。
2. 児童相談所に配置される児童福祉司とは、心理検査やカウンセリングなど、主に心理的な側面からの支援を行う者のことである。
3. 市区町村社会福祉協議会には、地域住民に身近な社協として、地域住民からの福祉に関する相談や地域の福祉ニーズへの対応などの活動の推進を目的として福祉活動専門員が配置される。
4. 中学校に配置されるスクールソーシャルワーカーは、社会福祉士でなければならない。
5. 介護老人福祉施設に配置される生活相談員は、社会福祉士でなければならない。

問題 110 解説・引用

【正答】3

1. 適切でない。選択肢は监察指導員の説明である。福祉事務所に配置される現業員とは、相談面接や生活指導、家庭訪問などを行う者のことである。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P199参照）
2. 適切でない。選択肢は児童心理司の説明である。児童相談所に配置される児童福祉司とは、児童相談所長の命を受けて、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な調査や支援、家族関係の調整等を行う者のことである。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P201参照）
3. 適切。選択肢の通りである。なお、都道府県社会福祉協議会には、区域内の福祉に関する広域的な事業や各市区町村社会福祉協議会間の連絡・調整等の活動の推進を目的として福祉活動指導員が配置される。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P203参照）
4. 適切でない。文部科学省では、スクールソーシャルワーカーの選考にあたって、「社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者とする。ただし、地域や学校の実状に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者も可とする」としている。（文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」（平成25年4月1日初等中等教育局長決定）参照）
5. 適切でない。介護老人福祉施設において生活相談員とは、各種相談対応、関係各所への連絡・調整など、介護サービスの窓口としての役割を担う職種のことである。配置基準については厚生労働省令にて規定があるが、その資格要件については各自治体ごとに取り扱いが異なっているのが現状である。（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第2条参照）

問題 111 ソーシャルワーク実践の場において生じる倫理的ジレンマに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. ドルゴフ (Dolgoff, R.) らによって提示された倫理的指針選別順位によれば、最も重要とされるものは、プライバシーと守秘義務である。
2. クライエントの自己決定は尊重されるべき重要な価値であるので、クライエントに脅威を与えると考えられる場合でも本人の自己決定を尊重する。
3. 実践現場にて倫理的ジレンマが生じた場合には、その判断は、現場で実践している社会福祉士の倫理的判断に委ね対応することが望ましい。
4. 倫理的ジレンマは、その過程を記録に残し、最も倫理的な判断を行う。その過程の記録は、クライエントの情報をすべて記録しておくことが望ましい。
5. 倫理的ジレンマはソーシャルワーカーに過大なストレスをもたらすとともに、対応によってはクライエントや関係者に多大な悪影響を与える。

問題 111 解説・引用

【正答】5

1. 誤り。倫理的指針選別順位によれば、最も重要とされるものは、生命の保護である。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P154参照）
2. 誤り。クライエントの自己決定は尊重されるべき重要な価値だが、クライエントの自己決定がクライエントに脅威を与えると考えられる場合にはジレンマが生じる。クライエントへの脅威の内容や程度の検討、クライエントの判断能力の確認、真の自己決定なのかどうかを検討しなければならない。また、他者の権利や利益の侵害にならないかどうかを検討する。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P151参照）
3. 誤り。倫理的ジレンマは、倫理的判断をするその人の立場によって判断の選択は異なる可能性が高い。そのため、その判断は、複数で多様な視点から行うべきである。ただし、その倫理的ジレンマを体験している内容は個人情報が含まれることがほとんどであり、同じ支援チームの一員での情報共有にとどめる。クライエントのプライバシーや個人情報の取り扱いに関しては、法令や所属機関の規定、ガイドラインなどを守ることに加えて、クライエントの立場に立って対応することが求められる。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P156, 157参照）
4. 誤り。倫理的ジレンマの判断は、それまでの判断過程とともにソーシャルワーク記録に残す。このような記録は、倫理的判断の検証を可能にするとともに、ソーシャルワーカーの責任が問われた場合に、専門的手順に従い専門的判断を下したことを証明する手がかりとなる。ただし、クライエントの情報をすべて記録するのではなく、クライエントの不必要的個人情報の開示にならない範囲で具体的に記述する必要がある。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P157参照）
5. 正しい。ソーシャルワークを実践するうえで倫理的判断を行うことは大変なことである。倫理的ジレンマを避けて通ることはできないため、日ごろから倫理綱領を理解し、専門職としての倫理的判断ができるように訓練することが不可欠である。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P158参照）

問題 112 事例を読んでR市の社会福祉協議会に勤務するB社会福祉士の対応に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

【事例】

ある日、B社会福祉士は民生委員からAさん（82歳、男性）のことで相談を受けた。民生委員によると「Aさんは長年、今の自宅で生活しており、ボランティア活動などにも積極的に参加する社交的な性格だったが、1年前に妻を亡くしてからは引きこもりがちになった。いつも一緒に活動していて、近所でも有名なおじり夫婦だった。半年ほど前からAさん宅から異臭がするようになり近所の方は認知症になったのではないかと心配されている様子。」とのことだった。そこで、B社会福祉士は民生委員とともにAさんの自宅に訪問した。自宅内はゴミが山積みになっている状態であり臭いもかなりしていたが、Aさんは「特に問題はない。放っておいてくれ。」と語るのみであった。

1. 自宅の状況から金銭管理も出来ていないと考えられるので、日常生活自立支援事業の利用を提案する。
2. 本人の意向を尊重し、生活状況に対する介入や対応はせずしばらく様子を見る。
3. 認知症により在宅生活は難しいと判断し、医療機関への入院を勧める。
4. ソーシャル・サポート・ネットワークの構築・強化のため、関係機関や地域住民等に対する働きかけを行う。
5. 自宅の状態がゴミ屋敷の状態であることを伝え、清掃業者を依頼する。

問題 112 解説・引用

【正答】4

1. 適切でない。初回訪問でAさんの生活状況や希望が明らかとなっていない現状で、すぐに日常生活自立支援事業の利用を勧めるべきではなく、適切な対応とは言えない。
2. 適切でない。「放っておいてくれ」という言葉をそのまま受け取り「クライエントの自己決定」と見なしで何も支援しないのは適切とは言えない。異臭が発生してから相当期間が経過していることから、Aさんの衛生環境は良くないことが想定されるため支援の必要性はあると考えられる。
3. 適切でない。認知症であるかどうかを医師の診断もなく判断することや本人の意向が十分に踏まえられていない段階での拙速な対応は適切とは言えない。
4. 適切。社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とした組織であり、市区町村社会福祉協議会の役割には地域のネットワークづくりが含まれている。そのため、B社会福祉士は単独で対応するのではなく、地域の社会資源や関係者のネットワークを構築・強化する対応が求められる。
5. 適切でない。社会福祉士にはクライエントの態度や行動をまずは受容し、非審判的態度で向き合うことが求められる。加えて本人への支援内容を検討せずに清掃作業を依頼することも適切とは言えない。

問題 113 事例を読んで、訪問面接終了後のP社会福祉士の対応に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

【事例】

0さん（75歳、女性）から、独居生活に関する相談ということでP社会福祉士が所属する地域包括支援センターへ連絡があった。後日、P社会福祉士が0さん宅を訪問し、相談を受けた。自分の悩みに対して親身に話を聴いてもらえたことに気分をよくした0さんは、訪問面接終了後、旅行先で購入したお土産を、P社会福祉士に手渡そうとした。

1. P社会福祉士が所属する事業所には利用者からの物品の受領に関する規定がなかったため、問題がないと判断し、受け取る。
2. 社会福祉士の倫理綱領に違反するとして、0さんを注意する。
3. 0さんの思いを汲んだ上で、物品を受け取れないことを説明する。
4. 本当は受け取ってはならないということを伝えた上で、受け取る。
5. 秘密保持の原則に従って、二人だけの秘密として受け取る。

問題 113 解説・引用

【正答】 3

1. 適切でない。事業所において利用者からの物品の受領に関する規定がなかったとしても、社会福祉士の行動規範「1) 利用者に対する倫理責任」に従い、正規の報酬以外に物品を受けとるべきではない。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P148参照）
2. 適切でない。0さんの価値観を非審判的態度で受け止め、行動を受容する必要があり、批判的な態度をとつてはならない。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P97参照）
3. 適切。社会福祉士としての価値観を押しつけるのではなく、まずは0さんの価値観を受容し、気持ちに配慮した上で、本人が納得してもらえるよう説明することは適切であるといえる。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P97参照）
4. 適切でない。倫理的ジレンマが生じている場面であり、物品を受け取ることが、0さんの気持ちに応えることになるとも考えられるが、0さんの思いを汲み取るためとはいえ、正規の報酬以外に物品を受けとる行為は適切でない。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P148、149参照）
5. 適切でない。秘密保持の原則は、利用者の情報が漏れないようにするための原則であり、二人だけの秘密として0さんから物品を受け取っても良いとする解釈には繋がらない。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P146参照）

問題 114 事例を読んで、地域包括支援センターのD社会福祉士のこの段階における対応として、適切なものを2つ選びなさい。

【事例】

D社会福祉士は要支援2のJさん（72歳）のケアマネジメントを担当している。ある日、Jさんが利用している通所リハビリテーションの担当者から連絡を受け、最近Jさんが利用を休みがちであることを聞いた。そこでJさん宅に訪問して、様子をうかがうこととした。

1. 通所リハビリテーションの何が嫌なのかを明確にする。
2. 家族から、通所するように説得してもらう。
3. 別の通所リハビリテーションの利用を勧める。
4. 最近の体調や変化について聞き取りを行う。
5. Jさんが通所リハビリテーションの利用をどう捉えているかを引き出す。

問題 114 解説・引用

【正答】4:5

1. 適切でない。Jさんが通所リハビリテーションを嫌がっているという情報は見当たらない。通所リハビリテーションが嫌であるという前提で話をするのは適切でない。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P140参照）
2. 適切でない。Jさんが通所リハビリテーションを休みがちである背景や理由について知る必要があり、理由もわからずに家族から説得してもらうのは適切ではない。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P140参照）
3. 適切でない。現在、通所リハビリテーションを休みがちである理由が明確でないため、他の施設を利用することが適切だと判断できない。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P140参照）
4. 適切。最近のJさんの体調や何か変わらがないかを聞き、ニーズの変化や新たなニーズが生じていないかを確認する必要がある。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P139参照）
5. 適切。Jさん自身が通所リハビリテーションの利用をどう考えているのか、目標に向けた取り組みとなっているのか、確認する必要がある。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P140参照）

【ソーシャルワークの理論と方法】

問題 115 事例を読んで、E就労継続支援B型事業所のF生活支援員（社会福祉士）によるストレングス視点に基づいた対応として、最も適切なものを1つ選びなさい。

【事例】

Kさん（18歳）はE就労継続支援B型事業所の利用を検討しており、見学に来た。事業所で行っている清掃作業を見学した後、KさんはF生活支援員に「大勢の人と話すのが苦手で、初めてのところは不安」「難しそうだけど、雑巾で拭くのは家でもやっているのでできそうな気がする」と話した。

1. 他の利用者との交流方法を検討する。
2. Kさんと同じ年齢の利用者が実施している作業をKさんに教える。
3. Kさんが自宅で行っている雑巾掛けから取り組んでみることを提案する。
4. 人と話すのが苦手な原因を探る。
5. 周囲の人に迷惑をかけないように取り組むことを約束してもらう。

問題 115 解説・引用

【正答】3

1. 適切でない。ストレングス視点は、支援対象の強さや能力に焦点を当てる。大勢の人と話すのが苦手なKさんの交流方法を検討するのは今後必要になることもあるだろうが、ストレングス視点に基づいた対応とは言えない。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P141参照）
2. 適切でない。Kさんと同じ年齢の利用者が行っていることが、Kさんにとて適切なことはわからないし、Kさんのストレングス視点に基づいた対応ではない。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P141参照）
3. 適切。Kさんは自宅で雑巾で拭く作業を行っていて、「できそうな気がする」と自分自身で可能性を見いだしており、そこに着目した対応である。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P141参照）
4. 適切でない。ストレングス視点は、支援対象の強さや能力に焦点を当てるものである。選択肢は、Kさんの苦手なことに焦点を当てている。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P141参照）
5. 適切でない。初めてのところに不安をもっているKさんに対して、周りに迷惑をかけないことを約束してもらうことは不安を増強することになるし、ストレングス視点に基づいた対応でもない。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P141参照）

問題 116 相談援助のための面接に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

1. 面接は普通の会話と比較して意図的な目的をもつ。
2. 面接は、空間的条件が整った面接室で行うことと定められている。
3. 非言語的な表現の観察においては、クライエントの言葉と行動が一致したときの状況を捉えることによって、正しく理解することができる。
4. 傾聴は、単にクライエントの語ることを聞くだけでなく、聴いていることをクライエントに伝えることも含む。
5. 開かれた質問よりも閉ざされた質問を行うことにより、クライエントは自由に自分の気持ちを話すことができる。

問題 116 解説・引用

【正答】1:4

1. 適切。ソーシャルワークの面接は意図的な目的をもつ。その一つは、何らかの課題や機能の達成のために必要な情報を得ることであり、もう一つは、クライエントのニーズの充足や問題解決に向けて協同作業を行うことである。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P252参照）
2. 適切でない。面接は、面接室で行われるほか、クライエントの生活場面面接で行う生活場面面接がある。生活場面面接では、クライエントの生活環境を観察できることやクライエントがリラックして面接できる利点がある一方、他の家族がいることで秘密が守りにくい等のデメリットもあり、留意して面接を設定することが求められる。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P267～268参照）
3. 適切でない。面接においてクライエントが非言語的に発しているメッセージを読み解く必要がある。そのメッセージは言葉によるメッセージと合致している場合もあるし、矛盾している場合もある。ワーカーは、この合致と差異を十分に観察し、クライエントがどのような考え方や感情をもっているのかについて考察し、援助にあたる必要がある。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P261参照）
4. 適切。非言語的な聴く姿勢、適切なうなづきや相づち、適切な質問や促しは、クライエントの話を聴いていることを伝える手段である。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P262参照）
5. 適切でない。開かれた質問に答える場合は感情表現が可能となり、当該のテーマにかかるさまざまな気持ちや考えを示すことができる。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P263参照）

問題 117 アウトリーチに関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

1. 特に援助を利用する動機づけに乏しいボランタリーなクライエントに対するはたらきかけとして重視されている。
2. 対象は、クライエントだけでなく、彼らの周囲の地域住民や地域社会を含む。
3. 地域住民とのつながりを構築することが、対象のクライエントとのかかわりにつながる。
4. 時間や労力面からみると効率性に欠けるものであるため、ソーシャルワーカーが個人的に行うことが望ましい。
5. 対象のクライエントが援助を受け入れようとしない場合は、まずはソーシャルワーカーがサービス提供の手配をする。

問題 117 解説・引用

【正答】2:3

1. 適切でない。アウトリーチは、特に援助を使用する動機づけに乏しいインボランタリーなクライエントに対するはたらきかけとして重視されてきた。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P157参照）
2. 適切。アウトリーチの対象は、個人やその家族だけでなく、彼らの周囲にいる地域住民や地域社会そのものの、あるいは関係機関までも含むものである。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P158参照）
3. 適切。対象のクライエントをワーカーだけの努力で発見することは困難である。クライエントをすでに発見している地域住民とのつながりを構築することが、対象のクライエントとのかかわりへと発展する近道である。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P160参照）
4. 適切でない。アウトリーチはソーシャルワークの業務として行うものであり、また所属機関のバックアップもなしでは成立しない。また、ワーカーが地域に出向くことを正当な業務として認める管理者・機関の姿勢も重要となる。ワーカーは、アウトリーチがどのような成果をもたらしているのかを機関内で報告し、管理者を含めた機関全体にアウトリーチの必要性について理解を得る努力をする必要がある。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P165参照）
5. 適切でない。クライエントの生活空間に出向き、相談や必要なサービスを提供することはアウトリーチの重要な役割である。しかしクライエントが援助を受け入れようとしない構えがあるのであればそれを変化させることなしには、相談もサービス提供も受け入れられない。ソーシャルワーカーはクライエントと関わりをもち、信頼関係の構築を図ってクライエントの動機づけを高めていくことで、サービス利用へつながるように支援していく。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P160参照）

問題 118 事例を読んで、M社会福祉士が、個別支援を地域支援に展開していくための対応に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

【事例】

P市社会福祉協議会のM福祉活動専門員（社会福祉士）は、民生委員からNさん（72歳）のことで相談を受けた。Nさんは、軽度認知症の夫と2人暮らしである。Nさんは現在健康であり、夫の介護保険サービスの必要性を感じておらず利用していない。しかしNさんはちょっとした用事で夫を残して外出するときに不安を感じ、身近に話し相手や夫婦で気軽に出来かかる場所があればと話していたという。また民生委員は、この地域には一人暮らしや高齢者世帯が増えていると感じているとのことだった。

1. Nさんの夫の介護保険の申請を行う。
2. 夫婦二人で入所できる施設を紹介する。
3. 民生委員に、Nさんの夫の見守りを依頼する。
4. 社会福祉協議会に併設している通所サービスのパンフレットを渡す。
5. 住民を交えて、地域住民が気軽に集える居場所づくりについて話し合いを行う。

問題 118 解説・引用

【正答】5

1. 適切でない。Nさんは現在介護保険サービスの必要性を感じておらず、M福祉活動専門員が勝手に手続きを行うのは不適切である。また、個別支援を地域支援に展開していくための対応でもない。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P149参照）
2. 適切でない。Nさんは施設入所を希望していないし、その必要性は見られない。また、個別支援を地域支援に展開していく対応でもない。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P149参照）
3. 適切でない。民生委員がNさんの外出の際に常に見守りができるかは不明であるし、個別支援を地域支援に展開していく対応でもない。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P149参照）
4. 適切でない。NさんやNさんの夫は通所サービスを希望していないし、個別支援を地域支援に展開していく対応でもない。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P149参照）
5. 適切。Nさんは、夫とともに気軽に出来かかる場所があればと話しており、民生委員によると地域には高齢者世帯が増加していることから、住民を交えて、高齢者を含めた地域住民が気軽に参加できる居場所づくりについて話し合いをする機会を設けることは適切である。Nさんの相談から地域支援に展開している。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P149参照）

問題 119 事例を読んで、B医療ソーシャルワーカー（社会福祉士）のこの段階における対応として、最も適切なものを1つ選びなさい。

【事例】

Yさん（67歳）は脳梗塞で入院中であるが、症状は軽度であり、主治医から退院可能だと説明を受けた。Yさんは主治医に、一人暮らしで退院するのは不安だと話をしたため、主治医はB医療ソーシャルワーカーに生活相談に乗ってほしいと依頼した。担当看護師に促されて相談室を訪れたYさんは、部屋に入るなり「病院から追い出すつもりだろう」と大きな声で話した。

1. 介護保険のサービスを利用すれば大丈夫であると説明して、安心してもらう。
2. 病院のベッド状況について、わかりやすく説明する。
3. 冷静に話をするように諭す。
4. Yさんに寄り添って、入院中の治療経過について説明する。
5. B医療ソーシャルワーカーの役割を説明し、退院後の事を一緒に考えたいと伝える。

問題 119 解説・引用

【正答】5

1. 適切でない。Yさんの希望やニーズについて把握していない段階であり、介護保険のサービスが必要かどうかについてはまだ判断できない状況である。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P110参照）
2. 適切でない。Yさんとの初回面接であり、Yさんとの関係性を構築することが重要である。Yさんは自身の生活に不安をもっていると思われ、それに対して病院の事情を説明することはYさんに寄り添っていない。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P109参照）
3. 適切でない。Yさんは一人暮らしの生活に不安を持っているとの情報がある。そのような気持ちをもって相談室に来られたYさんの気持ちをまず受け止める必要がある。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P109参照）
4. 適切でない。Yさんは一人暮らしの生活に不安を持っているとの情報があり、それに対する対応として適切ではない。また治療経過についての説明は、主治医が行うべきものである。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P109参照）
5. 適切。Yさんとの初回面接であり、YさんにB医療ソーシャルワーカーの役割をわかりやすく説明すると共に、今後Yさんのことを一緒に考えていきたい旨を伝えている。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P107参照）

問題 120 C医療ソーシャルワーカー（社会福祉士）は、がんで治療中の子どもの親たちとの面接を重ねるなかで、グループワーク導入の必要性を感じていた。親のニーズを把握するために、ある母親に聞き取りを行ったところ、近隣に子どものことを気軽に話せる知り合いがないことや、将来に対する不安があることが語られた。C医療ソーシャルワーカーは、グループワークの実施に向けて準備を行うこととした。
次の記述のうち、この段階でC医療ソーシャルワーカーが行うこととして、適切なものを2つ選びなさい。

1. 病院内でグループワークを実施する意義を説明し、他職種や同僚からの理解を得る。
2. 参加するメンバーの役割を割り振る。
3. グループワークを行う場所や開催時期について検討する。
4. 先入観をもたずにグループワークを実施するため、グループワークの初日までは参加するメンバーについての情報収集を行わない。
5. 最初に聞き取りを行った親に初回の司会を依頼する。

問題 120 解説・引用

【正答】1:3

1. 適切。グループワークの準備期にあたる。グループワークを行うには、所属機関の組織的サポートが必要である。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P66参照）
2. 適切でない。グループワークが開始され進行するにつれて、メンバー同士の関係性が深まり自然と役割が生まれる。開始前にソーシャルワーカーがメンバーの役割を決めるものではない。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P69参照）
3. 適切。グループワークの準備期である。準備期にグループワークのニーズを特定し、グループの趣旨、目的、プログラム活動の内容、メンバーの構成や人数、開催時期や頻度、開催場所、経費などについて検討する。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P66参照）
4. 適切でない。準備期においてワーカーは波長合わせを行う。波長合わせなくしてグループワークを開始した場合、グループは混乱に陥りやすい。波長合わせのために、参加予定のメンバーのおかれている状況やニーズ、感情などについて十分な情報収集を行う必要がある。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P67参照）
5. 適切でない。最初にメンバーが集まる開始期は、メンバーは期待、緊張、不安などの気持ちを持っている。そのような開始期に、特定のメンバーに司会を依頼するのは適切ではない。ワーカーがメンバーの感情を受け止め、アイスブレイクを行うなどして、緊張をほぐしていくことが重要である。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P67参照）

問題 121 次のうち、ネットワークに関する記述として、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. ソーシャルサポートネットワークとは、社会制度化されているサポートシステムのことである。
2. 家族、友人、隣人、職場の同僚などによるサポートシステムは、意図的につくられる。
3. ネットワーキングは、固定的なものである。
4. ネットワークは、身近な小地域から、中地域、広域、都道府県、国全体とさまざまなレベルで形成される。
5. 潜在化したニーズは、住民よりも専門職同士のネットワークによって発見できる。

問題 121 解説・引用

【正答】4

1. 適切でない。ソーシャルサポートネットワークとは、個人を取り巻く家族、友人、近隣、ボランティアなどによるインフォーマル・サポートと、公的機関やさまざまな専門職によるフォーマル・サポートに基づく援助関係の総体を指す。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P94参照）
2. 適切でない。家族、友人、隣人、職場の同僚などによるサポートシステムは、自然発生的に存在する。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P95参照）
3. 適切でない。ネットワーキングは、予定調和的なつながりを排した、多様化と多元化を促進する極めて動態的、創造的なつながりづくりの過程である。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P92参照）
4. 適切。ミクロ、メゾ、マクロのレベルにおいてネットワークづくりが行われる。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P93参照）
5. 適切でない。潜在化したニーズは、専門職同士のネットワークよりも身近な住民の方が発見しやすい。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P97参照）

問題 122 D君（14歳）は、母親が病気のために入退院を繰り返しているため、出生後に乳児院に入所し、その後、児童養護施設で生活している。進路決定の時期になったので、児童養護施設のE職員はD君と面接を行った。D君は、「高校には行かない」「施設を出てアパートを借りる」と話した。中学卒業後にはどのようなことをしたいのかを尋ねたところ、「自分で働くしかないだろう。誰も頼りにできないんだよ」と感情的に言った。

次の記述のうち、この面接でのバイステックの原則に基づいたE職員の関わりとして最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 個別化の原則に基づき、D君と同じくらいの学力の先輩が通学している高校への入学を勧める。
2. 統制された情緒的関与の原則に基づき、D君の感情が収まるようになだめる。
3. 意図的な感情表出の原則に基づき、E職員の率直な気持ちをD君に伝える。
4. 非審判的態度の原則に基づき、D君の話を聴きながら、具体的な希望について尋ねる。
5. 自己決定の原則に基づき、D君の決定を認めてその場で退所の手続きを進める。

問題 122 解説・引用

【正答】4

1. 適切でない。個別化の原則とはクライエントを個人として捉えることである。他のクライエントと類似性があってもクライエント一人ひとりを他とは異なる存在として尊重する援助姿勢である。D君は「高校には行きたくない」と話しているが、その背景を理解しながらD君自身の支援を行う必要がある。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P185参照）
2. 適切でない。統制された情緒的関与とは、援助者が自分の感情を自覚して吟味することである。クライエントの感情を調整することではない。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P185参照）
3. 適切でない。意図的な感情表出とは、クライエントの感情表現を大切にすることである。ワーカーの感情を率直に伝えることではない。『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P185参照）
4. 適切。非審判的態度とは、クライエントを一方的に非難しないことである。D君は感情的に話をしているが、D君の気持ちを受け止め、より理解しようと話を聴こうとしている。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P185参照）
5. 適切でない。自己決定を尊重することは重要である。しかしD君の言葉をそのまま実行することが自己決定の尊重ではない。D君の発言の背景を理解したり、他の選択肢を検討しながら、自己決定を支援していく必要がある。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P185参照）

問題 123 事例を読んで、Kスクールソーシャルワーカー（社会福祉士）の対応に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

【事例】

M中学校では、不登校の子どもをもつ親をメンバーとした集まりを開催しており、Kスクールソーシャルワーカーが関わっている。集まりが開始してから2か月経過したある日の集まりで、参加者のLさんが「この会で他のお母さんと情報交換できたことは有意義だが、相変わらず親子関係は変わらず、何の問題解決もできていない」と話した。

1. 雰囲気を保つために、Lさんに別室に移動してもらい個別対応をする。
2. 集まりで得た情報を自宅で実践した上での発言なのかをLさんに確認する。
3. Lさんの要望はこの集まりの目的とは異なるので、他の会を紹介する。
4. 現状でのLさん親子に適切な問題解決策を提案する。
5. Lさんの意見を受け止め、他の参加者はどのような思いをもっているかを話し合うこととする。

問題 123 解説・引用

【正答】5

1. 適切でない。Lさんを別室に移動させることで、Lさんや他のメンバーは、自由に意見を言うことができないと判断することになる。メンバー同士が安心して自由に交流が図れるような雰囲気をつくることが必要である。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規参照（2015年）P67参照）
2. 適切でない。Lさんの発言を否定的に捉えた対応である。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P67参照）
3. 適切でない。まずはLさんの意見やその背景にある思いを詳しく聞く必要がある。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P65参照）
4. 適切でない。同じ課題を抱えるメンバーが集まったグループワークにおいて、問題解決の主体はメンバーであり、ワーカーは側面的に支援する。ワーカーが一方的に問題解決策を提案するのは適切でない。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P68参照）
5. 適切。Lさんの意見を受け止め、この意見をきっかけに他のメンバーの意見や思いを引き出しながらメンバー間のコミュニケーションを促進することにより、メンバー同士で問題の解決に向かう気づきを促していく。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P69参照）

【福祉サービスの組織と経営】

問題 124 医療法人に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 社会医療法人において収益事業は実施可能であり、特段の定めは設けられていない。
2. 地域医療連携推進認定を受けようとする一般社団法人は、厚生労働大臣に申請しなければならない。
3. 令和5年度における医療法人は約58,000となっており、そのうち財團の医療法人が99%を占める。
4. 医療法人の設立は、社会福祉法人同様の認可主義となっている。
5. 地域医療構想とは、急性期・回復期・慢性期の3機能ごとに医療需要と必要病床数を推計したものである。

問題 124 解説・引用

【正答】4

1. 誤り。社会医療法人には社会医療法人債の発行の他に収益事業や一部の第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業が実施可能である。ただし、収益業務の種類は、日本標準産業分類に定めるもののうちとされている。（厚生労働省 医療法人類型 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/igyou/index.html 参照）
2. 誤り。医療連携推進認定を受けようとする一般社団法人は、医療連携推進方針に定款等を添えて、都道府県知事に申請しなければならない。（厚生労働省 地域医療連携推進法人制度について <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753.html> 参照）
3. 誤り。令和5年度における医療法人数は58,005となっており、社団の医療法人が57,643となっている。財團の医療法人は362であり、1%に満たない。（厚生労働省資料 種類別医療法人数の年次推移 <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001113934.pdf> 参照）
4. 正しい。医療法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受け、登記することによって成立する。ただし、医療法人の最大の特徴は、理事長の資格要件が、原則、医師・歯科医師と定められている点である。（『新・社会福祉士養成講座⑩福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版（2017年）P64参照）
5. 誤り。地域医療構想とは都道府県が高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計したものである。（厚生労働省 地域医療構想 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080850.html> 参照）

問題 125 特定非営利活動法人に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 特定非営利活動法人は登記をすることにより、活動することが出来る。
2. 特定非営利活動法人における通常社員総会は毎年1回以上開催される必要がある。
3. 総社員の3分の1以上の請求がある場合には、臨時社員総会を開かなければならない。
4. 特定非営利活動は、12分野に限定されており不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。
5. 認証法人における特定非営利活動事業の経常収益について、その収入源別にみると、補助金・助成金が最も多く、次いで寄付金となっている。

問題 125 解説・引用

【正答】 2

1. 誤り。特定非営利活動法人を設立するには、定款その他の書類を添付した申請書をもって所轄庁に申請し認証を受ける必要がある。設立の認証後、申請者が登記することにより法人として成立することとなる。（『新・社会福祉士養成講座⑪福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版（2017年）P52～53参照）
2. 正しい。特定非営利法人の社員総会では、定款をもって理事その他の役員に委任した事項以外の事務の決定は、すべて社員総会の決議によって決定しなければならないとされており、法人の理事は少なくとも毎年1回通常社員総会を開かなければならない。（『新・社会福祉士養成講座⑪福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版（2017年）P55参照）
3. 誤り。総社員の5分の1以上の請求がある場合には、臨時社員総会を開かなければならない。ただし、この割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。（『新・社会福祉士養成講座⑪福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版（2017年）P55参照）
4. 誤り。特定非営利活動は平成10年12分野から始まり、平成15年に17分野、平成24年から20分野となった。（内閣府NPO活動分野の変遷 <https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-bunyabetsu> 参照）
5. 誤り。収入源別にみると、「事業収益」が最も多くを占めており、81.4%となっている。次いで「補助金・助成金」が12.3%、「寄付金」2.4%となっている。（令和5年度 特定非営利活動法人に関する実態調査 https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/R5_houjin_report.pdf 参照）

問題 126 リーダーシップに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. レヴィンの研究では、リーダーシップスタイルとして①専制的、②民主的、③放任的の3つに分類された。
2. ミシガン大学における研究において、「構造づくり」と「配慮」という2つの次元が見いだされた。
3. ブレークとムートンによって展開されたのが、PM理論である。
4. フィドラーはLPCスコアが高いリーダーは「目標達成志向型」で対人支配型の行動をとる人間と分類した。
5. ハーシーとブランチャードによると、メンバーの成熟度がきわめて高い状況では、「指示的リーダーシップ」が有効になるとされている。

問題 126 解説・引用

【正答】1

1. 正しい。リーダーシップの行動論として、すぐれたリーダーに共通にみられる行動パターンを明らかにしようとするアプローチである。レヴィンとリピットにより①専制的②民主的③放任的の3つのスタイルに分類され、民主的リーダーが最も有効であるとされている。（『経営学の基本』中央経済社P217参照）
2. 誤り。「構造づくり」と「配慮」という2つの次元が見いだされたのはオハイオ州立大学の研究である。「構造づくり」は、メンバーに仕事を割り当て、明確な業績水準を示し、規則や手続きに従うことを探めるような行動である。一方、「配慮」は、部下に関心を示し、意見を聞いたり、相談に乗ったりなどの行動である。（『経営学の基本』中央経済社P217～218参照）
3. 誤り。ブレークとムートンによって展開されたのは「マネジリアル・グリッド論」である。これは、横軸に「生産（業績）の関心」、縦軸に「人間に対する関心」が、1から9の格子による段階で示されている。「9・9型」が最も有効なリーダーとされている。（『経営学の基本』中央経済社P218参照）
4. 誤り。フィドラーは「一緒に働くのが一番嫌いな人」を意味する「LPC (Least Preferred Co-Worker)」という概念を用いて分類した。LPCが高いリーダーは「人間関係志向型」で対人配慮の行動をとる人間とした。設問は低LPCに対しての説明である。（『経営学の基本』中央経済社P219～220参照）
5. 誤り。ハーシーとブランチャードは、集団メンバーの成熟度の違いにより有効なリーダーの行動タイプも異なるという「SL理論」を提唱した。メンバーの成熟度きわめて高い状況では「低タスク・低関係行動」の「委任的リーダーシップ」が有効になるとされている。（『経営学の基本』中央経済社P220～221参照）

問題 127 集団とモチベーションに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. マクレランドによると、権力動機の強い人は、業績に強い関心を示す。
2. ポーターは、自身の処遇が公平か不公平化によって働く意欲に影響を与える公平理論を展開した。
3. アダムスは、「努力が報酬に結びつく期待」と「報酬がもつ主観的価値」の積によって個人の努力が決まるといった期待理論を展開した。
4. ハーズバーグは、ハイジーンファクターの予防が積極的な動機づけに繋がることを提唱した。
5. メイヨーはホーソン実験の指導者でもあり、人間関係論の根本的理念を確立した。

問題 127 解説・引用

【正答】5

1. 誤り。マクレランドは「達成」、「権力」、「親和」という3つの欲求とパーソナリティの関連性を明らかにしている。他者への影響力行使とコントロールに強い関心を示し、権力動機の強い人は、他者への影響力行使とコントロールに強い関心を示し、親和動機の強い人は、人々の輪に強い関心を持つとされている。（『経営学の基本』中央経済社P212～213参照）
2. 誤り。公平理論はアダムスによって展開されたものである。これは、人は他の人と比べて自分が公平に処遇されていると感じれば働く意欲を高めるが、不公平に扱われていると感じれば働く意欲をなくすというものである。（『経営学の基本』中央経済社P214参照）
3. 誤り。期待理論はポーターやローラー等によって展開されたものである。これは、個人が動機づけられる強さは、個人が努力して成果をあげ、それが報酬に結びつくであろう主観的な確率と、その報酬が彼にとってもつ主観的価値の大きさを掛け合わせたものによって決定されると考える。（『経営学の基本』中央経済社P214参照）
4. 誤り。ハーズバーグは、職務上の不満は人間関係、給与、作業条件などと深く関わっており、これらは「衛生要因」（ハイジーンファクター）と名づけられた。これらの要因をある程度の水準に維持することは不満の予防に繋がるが、それらは必ずしも仕事への積極的な動機づけを生むものではないとされている。（『経営学の基本』中央経済社P213参照）
5. 正しい。ホーソン実験は1924年から1932年にわたり、ウエスタン・エレクトリック社のホーソン工場で行われた大規模な調査と実験である。この実験によって、職員の作業効率はフォーマルな集団ではなく、インフォーマル集団の影響が大きく及ぶという人間関係論を提唱した。（『経営学の基本』中央経済社P202～205参照）

問題 128 社会福祉法人の財務に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 社会福祉充実残額は社会福祉充実計画を策定した上で、社会福祉事業または公益事業、収益事業の実施を検討する。
2. 貸借対照表における借方とは、財産を形成するために用いた財源とされている。
3. 施設経営において単年度で赤字があった場合、短期借入金にて財源を確保する必要がある。
4. 社会福祉法人は永続性を確保するために、多額の利益蓄積をする必要がある。
5. 資金収支計算書における支払資金とは、流動資産と流動負債との差額を指す。

問題 128 解説・引用

【正答】 5

1. 誤り。社会福祉充実残額が生ずるときは、社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得たうえで、社会福祉事業または公益事業、地域公益事業、その他の公益事業の実施について検討し、社会福祉充実計画として実施する事業を定めることとなっている。（『新・社会福祉士養成講座⑪福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版（2017年）P242～243参照）
2. 誤り。貸借対照表は、左側（借方）が財産の中身であり、右側（貸方）がその財産を形成するために用いた財源であるとされる。固定資産のような長期にわたり使用する資産については、固定負債や返済義務のない純資産で賄われることが望ましいとされている。（『新・社会福祉士養成講座⑪福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版（2017年）P246参照）
3. 誤り。施設経営において単年度赤字があったとしても、法人はすぐにつぶれることはない。しかし、銀行等からの短期借入金では返済義務があるため、解決にはつながらない。そのため、返済義務のない財源で獲得された現預金が必要となり、純資産である繰越活動増減差額が重要となる。（『新・社会福祉士養成講座⑪福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版（2017年）P248～249参照）
4. 誤り。2016年の社会福祉法改正の背景として、社会福祉法人が有していた内部留保（利益蓄積）が課題となった背景がある。社会福祉法人には法人の永続性の確保の他にも、地域の福祉ニーズへの財源確保のための経営基盤強化のため、内部留保も含めた自主財源を活用して積極的に対応していくことが求められている。（『新・社会福祉士養成講座⑪福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版（2017年）P227～228参照）
5. 正しい。資金収支計算書とは、支払資金の増減に影響のある取引を記録し、資金繰りの状況を明らかにするための財務諸表である。そして、支払資金は正味運転資金とも呼ばれ、貸借対照表の流動資産と流動負債との差額を指している。（『新・社会福祉士養成講座⑪福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版（2017年）P253参照）

問題 129 福祉サービスの財源に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. ソーシャルインパクトボンドとは、官民連携による資金調達の仕組みを指す。
2. ファンドレイジングは、資金獲得に関連した活動であるため、人的な資源確保は含まない。
3. プロボノとは、非営利組織の経営活動等を側面支援する中間支援組織を指す。
4. インターミディアリーとは専門家によるボランティアのことを指す。
5. クラウドファンディングはSNSなどを活用して行われる取り組みのため、会費による自主財源は含まない。

問題 129 解説・引用

【正答】1

1. 正しい。ソーシャルインパクトボンドとは、国または地方公共団体が、民間事業者に委託等して実施させる事業のうち、そのための資金を民間の資金提供者から募り、行政サービスの成果が達成されたときのみ資金提供者に報酬が支払われる仕組みのことである。（経済産業省 ヘルスケア分野における成果連動型民間委託契約方式 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/seikarenndougataminnkannitakukeiyakuuhoushiki.html 参照）
2. 誤り。ファンドレイジングとは、資金調達や資金開拓といった意味を指すが、単に資金を集めるといったことだけではなく、社会的な課題を周知し、理解してもらい、ボランティアなどの参加者を増やしていくといった人的資源の獲得も含めている。（日本ファンドレイジング協会 <https://jfra.jp/> 参照）
3. 誤り。「プロボノ」とは、「公共善のために」を意味するラテン語「Pro Bono Publico」を語源とする言葉であり、法務・会計・税務といった専門知識を有する者のボランティアベースでの活動を指す。（認定NPO 法人サービスグラント <https://www.servicegrant.or.jp/probono/> 参照）
4. 誤り。インターミディアリーとは中間支援組織とも呼ばれ、非営利組織や資源提供者との間で人材育成や社会基盤の整備、資源仲介などの経営活動を側面支援することを指す。（内閣府NPO 第2章1：中間支援組織とは <https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h13b-2.pdf> 参照）
5. 誤り。クラウドファンディングとは、「クラウド（群衆）」と「ファンディング（資金調達）」を組み合わせた造語である。現在普及しているインターネットやSNSを活用したものは2000年代にアメリカにて始まったが、同様の仕組みにおいては会費や寄付などを通じた自主財源を募るといった手法自体は存在していた。（WAMNET https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/cf/cf_003.pdf 参照）